（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第三条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令

第一条第四号中「教員基礎給料月額」を「都道府県教員基礎給料月額」に、「公立の小学校、」を「都道府県及び市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。以下同じ。）町村の設置する小学校、」に、「小学校等」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等」に改め、「この号」の下に「及び第十二号」を加え、「及び当該」を「並びに当該」に、「公立の小学校等」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等」に改め、同条第五号中「教員算定基礎定数」を「都道府県教員算定基礎定数」に、「公立の小学校等」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等」に改め、「講師」の下に「（第十三号において「校長及び教諭等」という。）」を加え、同条第六号中「栄養教諭等基礎給料月額」を「都道府県栄養教諭等基礎給料月額」に、「公立の小学校等及び」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに」に、「市（特別区を含む。以下同じ。）町村立」を「市町村立」に改め、同条第七号中「栄養教諭等算定基礎定数」を「都道府県栄養教諭等算定基礎定数」に、「公立の小学校等及び」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに」に改め、同条第八号中「事務職員基礎給料月額」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等」に、「公立の小学校等」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等」に改め、同条第九号中「事務職員算定基礎定数」を「都道府県事務職員算定基礎定数」に、「公立の小学校等」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等」に改め、同条第十号中「特別支援学校教職員基礎給料月額」を「都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額」に、「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、同条第十一号中「特別支援学校教職員算定基礎定数」を「都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数」に、「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、同条に次の八号を加える。

十二　指定都市教員基礎給料月額　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（以下「指定都市の設置する小学校等」という。）の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置及び当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十三　指定都市教員算定基礎定数　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の校長及び教諭等について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに産休代替教職員等の実数の合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十四　指定都市栄養教諭等基礎給料月額　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十五　指定都市栄養教諭等算定基礎定数　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十六　指定都市事務職員基礎給料月額　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給及び当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十七　指定都市事務職員算定基礎定数　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十八　指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十九　指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数　各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

第二条中「算定総額」を「都道府県算定総額」に改め、同条第一号中「教員基礎給料月額に教員算定基礎定数」を「都道府県教員基礎給料月額に都道府県教員算定基礎定数」に改め、同条第二号中「栄養教諭等基礎給料月額に栄養教諭等算定基礎定数」を「都道府県栄養教諭等基礎給料月額に都道府県栄養教諭等算定基礎定数」に改め、同条第三号中「事務職員基礎給料月額に事務職員算定基礎定数」を「都道府県事務職員基礎給料月額に都道府県事務職員算定基礎定数」に改め、同条第四号中「特別支援学校教職員基礎給料月額に特別支援学校教職員算定基礎定数」を「都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額に都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数」に改め、同条第五号中「公立の小学校等、公立の」を「都道府県及び市町村の設置する小学校等、都道府県及び市町村の設置する」に改め、「義務教育等教員特別手当」の下に「（次項第五号において「給料の調整額等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　義務教育費国庫負担法第三条の規定による国庫負担額は、当該年度における教職員の給与及び報酬等に要する経費の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「指定都市算定総額」という。）を超える指定都市については、当該指定都市算定総額の三分の一を最高限度とする。

一　指定都市教員基礎給料月額に指定都市教員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額

二　指定都市栄養教諭等基礎給料月額に指定都市栄養教諭等算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額

三　指定都市事務職員基礎給料月額に指定都市事務職員算定基礎定数を乗じて得た額に十二を乗じて得た額

四　指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額に指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数を乗じて得た額